

桶川市こども育成審議会の会議の公開に関する取扱要綱

(平成24年10月3日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市こども育成審議会条例（平成17年桶川市条例第16号）第9条の規定に基づき、桶川市こども育成審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(原則)

第2条 審議会の会議は公開とする。ただし、当該会議において取り扱う情報が、桶川市情報公開条例（平成13年桶川市条例第13号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号（以下「非公開事項」という。）に該当するとき、又はそのおそれがあるときは、当該会議を非公開とすることができる。

(決定方法)

第3条 審議会の会長は、会議において、取り扱う情報が非公開事項に該当すると認めるとき、又は審議会の委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の過半数をもって、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(公表)

第4条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、会議開催の一週間前までに所定の方法（庁舎内への案内の掲示など）により公表する。公表後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

第5条 公表する会議の内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の可否、傍聴の定員その他必要な事項とする。ただし、非公開とする審議事項については、その理由を明らかにしなければならない。

(傍聴者)

第6条 何人も会議を傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 銃器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (6) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

第7条 傍聴の定員は10人とし、先着順により決定する。ただし、定員を超えて傍聴希望者がいた場合で先着順により難しいときは、抽選によることができる。

第8条 傍聴者は、別に定める傍聴の遵守事項を守り、会長の指示に従って、静粛に傍聴しなければならない。

2 報道関係者による写真撮影、録音及び録画は会議冒頭のみとし、審議会の会長の許可を得て行うことができる。

(資料配布)

第9条 会議を公開する場合は、傍聴者に議案概要一覧を配布する。

(会議録)

第10条 公開、非公開の会議にかかわらず、会議録は、情報公開条例に基づき公開（非公開事項を除く。）が可能となるものであるが、市は主体的に会議録を公表することにより、会議の透明性の確保に努めるものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。